

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 2 8 日

北方町長 戸部 哲哉



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

高屋・柱本・曲路地区（農業振興地域）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 8 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数

法人	1 経営体
個人	8 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

離農、経営規模縮小による担い手への利用権設定、担い手の分散錯圃解消による利用権交換については原則農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

複合化、6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進、農商工連携による産地イノベーション